

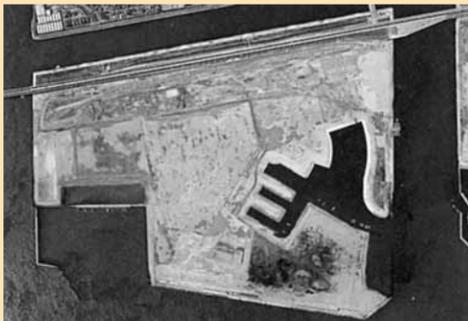
【潮芦屋埋立て工事の状況】



昭和63年ごろ



平成5年2月



平成7年5月



平成23年1月

※このページでは平成24年に、第6期芦屋市環境づくり推進会議が、活動の記録として発行した「南芦屋浜の自然」を広報課が再編集して紹介しています。



第6期芦屋市環境づくり推進会議活動の記録「南芦屋浜の自然」を発刊しました

芦屋市環境づくり推進会議と環境課では、南芦屋浜で行った自然観察会を中心とした記録を作成しました。南芦屋浜の魚・鳥・昆虫や植物なども紹介しており、南芦屋浜のガイドブックとしてもお使いいただける内容です。ぜひ、ご利用ください。ご希望のかたに市役所北館3階環境課で配布しています。(先着順で1人1冊)

問い合わせ 環境課 ☎38-2051

芦屋の海岸は古くから白砂青松で知られ、海水浴場も設けられる景勝地でした。しかし、高度経済成長期には、大阪湾の水質の悪化や埋め立てなどにより自然の海浜は激減しました。埋め立て当初の案ではマリナーなど港湾関係施設のアイデアもありましたが、昭和六十三年に県と市によりまとまった芦屋沖地区土地利用構想では長さ六百五十メートルのビーチゾーンとして養浜護岸の整備が計画されました。

潮芦屋ビーチの完成は平成十七年三月で、全体の面積は約八万三千平方メートル、東南に磯場を設置し、魚や海の生き物が育ち、カモなどの水鳥が訪れるなど、自然と親しむことのできる場所として芦屋の魅力の一つとなっています。



潮芦屋緑地

芦屋市総合公園

総合公園は芦屋市震災復興計画に基づく広域避難地として、また市内で不足している運動施設を有する規模の大きな公園として整備されました。緑被率70%、樹林率50%の緑あふれる市民の森でもあります。完成は平成十六年四月で、オー

ンを記念して市民による植樹も行われました。陸上競技場や野外ステージ、サイクルプラント・ピクトープなどを設置し、大規模な防災倉庫も備えた施設で、南側の港湾緑地・潮芦屋ビーチと一体となって多くの市民に利用されています。

南芦屋浜の成り立ち ②

南芦屋浜の自然(2) 第6期芦屋市環境づくり推進会議活動の記録

潮芦屋ビーチ

潮芦屋ビーチの砂は芦屋川河口の砂に似た色であることから、左賀原唐津産のものを使用し、砂地の面積は約5.5ヘクタール、砂の量は十七万四千九百立方メートル、重量は三十一万四千八百トンになりました。また磯場は主に家島産の岩石を用いて、潮だまりの満潮時に水深が約六十センチメートルになるように設計され、磯遊びや生物観察ができるように構成されています。人工的に作った砂浜ですが、時間の経過とともにさまざまな海の生き物が住みつき、大阪湾に生息する魚の幼魚なども多く見られます。

緑地にはクロマツを六百三十本植樹し、かつての白砂青松のイメージを再現しています。

◆ ◆ ◆ 南芦屋浜関連年表 ◆ ◆ ◆

年	月	できごと	
昭 和	26	3	芦屋国際文化住宅都市建設法施行
	37	3	埋め立てプラン骨子が完成
	40	11	埋め立て計画具体案
	41	3	芦屋市が公有水面埋め立て免許申請
	42	1	阪神港構想・埋め立て計画県試案
	43	8	市の独自計画を取り下げ、県の大阪湾西部開発計画として実施
	44	11	芦屋浜地区埋め立て工事着工
	46	6	県が南芦屋浜地区公用水面埋め立て免許取得
	46	12	南芦屋浜地区埋め立て工事着手(S52一時中断、S62再開)
	47	6	阪神港基本計画調査 土地利用計画案
平 成	50	3	芦屋浜地区埋め立て事業竣工
	63	1	芦屋沖地区土地利用構想
	63	10	土地利用計画(芦屋浜沖基本計画)策定
	5	4	外周護岸が完成
	6	4	阪神高速湾岸線開通
	7	1	阪神淡路大震災
	8	1	土地利用計画(芦屋浜沖基本計画)策定
	8	3	南芦屋浜地区土地利用基本計画
	8	7	災害復興県営・市営住宅建設、全体利用計画
	9	1	南芦屋浜地区全面竣工
成	9	5	南芦屋浜地区を芦屋市に編入
	10	3	災害復興県営・市営住宅入居開始 南芦屋浜北部地区まちびらき
	13	4	南芦屋浜下水処理場供用開始
	15	4	潮芦屋公園(潮芦屋ビーチ・港湾緑地)・親水中央公園開設
	15	5	総合公園一部オープン 市民植樹・潮芦屋フェスティバル
	16	4	総合公園完成 市民植樹
	18	10	のじぎく兵庫国体(カヌー競技を実施)

商業登記

- 会社・各種法人・組合などの設立
- 役員の変更
- 商号や目的(事業内容)の変更
- 本店または支店の移転
- 合併や営業譲渡など企業再編
- 有限会社から株式会社へ組織変更

毎月の返済を楽にするための債務整理や払いすぎた利息の返還請求。遺言の作成や信託などの相続税対策、成年後見をはじめ財産管理をお考えの場合にもご相談に応じます。

司法書士が直接お会いしてご相談をおうかがいします。個人の秘密は厳守いたします。

不動産登記

- 不動産の所有者が変わったとき(売買)(相続)(贈与)
- 不動産を担保にしたとき
- 不動産を担保にしている返済が終わったとき
- 不動産所有者が住所や氏名を変更したとき
- 不動産を貸したとき、借りたとき
- 売買の予約や、条件付・期限付で売買、贈与をしたとき

広告



司法書士 山村直子

債務整理費用(税込)	
着手金	無料
減額報酬	無料
過払金報酬	経済的利益の26.25%以下
定額報酬	1社 52,500円以下
その他訴訟費用等実費をいただきます。	

**あずさ司法書士法人**  
—神戸オフィス—  
神戸市中央区三宮町3丁目7番10号 協栄ビル4F  
http://www.azusa-office.jp  
TEL.078-958-6070



JR西宮駅南側徒歩2分(国道2号線沿い) 広告

**借金問題** 任意整理 自己破産 個人再生  
**過払金請求**  
☆過払金請求は、取引終了後10年で時効。お早めに！  
☆借入先が分かれば、資料なしでもOK。  
◎相談料：何度でも無料！

**相続** **交通事故**  
**離婚**  
その他、民事事件一般  
◎相談料：30分5,000円(税別)

☆法律相談：夜間・休日対応可。☆予約受付：平日9時～17時

**西宮法律事務所**  
電話番号 0798-26-2726  
兵庫県弁護士会所属 弁護士 芦原 健 弁護士 楠元 亨  
西宮市松原町4番1号西宮ステーションビル302  
http://www.nishinomiya-law.jp/

